

159-参-厚生労働委員会-21号 平成16年06月01日

※年金制度改革、税制、国民医療費、国会議員の年金未納問題等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

時間が迫っておりますので一部質問が通告どおりできないかもしれませんが、その点は御容赦いただきたいと存じます。

今、柳田委員からの質問にかかわって申しますと、私も入手しておりますけれども、厚生年金の標準的な年金額の見通しというのを出していらっしゃるんですが、それを出されたのは非常に、衆議院の審議を終わってからじゃなかったかというようなことがあるわけで、そういった説明の仕方自体にも大変問題があったと思うわけでございます。

前回、私が質問させていただいたときに宿題になっているものがございまして、その点から御質問をし、お答えいただきたいと思っております。

それは、今の御質問にもかかわってくるわけですが、今度の法案において、新規裁定における所得代替率五〇%を確保すると、こういうところから出発しているわけですが、その後の既裁定になった以降は、分母が賃金スライドであり、分子が物価スライドであるということによってどんどんどんどん低下し、またマクロ経済スライドが変わるからもっとどんどん加速されて下がっていくということで今まで議論になっているわけですが、それが前回、私、申しましたように、内部的には八割ルールを適用するんだということをおっしゃっているにもかかわらず、そのことが今回の法案には入っていないということで私は瑕疵ある法案であるというふうに申し上げた。

今もその考えに変わりませんけれども、前回、明文化して出すべしというふうに言っておったわけでございます。今資料も出していただいているところですが、それに即して御説明いただきたい。簡潔にお願いいたします。

○政府参考人（吉武民樹君） 十六年の年金制度改正案におきましては、年金額の改定につきまして新たにマクロ経済スライドによる調整の仕組みを導入いたしますが、後から御説明申し上げます前回改正における方針を踏まえまして、新規裁定の方については賃金スライドを基本とし、それから既裁定の方については物価スライドを基本とし、それぞれ改定を行い、その上で、新規裁定者と既裁定者の年金水準の乖離幅を二割にとどめることを前提として財政再計算を行っております。

将来におきまして、実際に新規裁定の方と既裁定の方の年金水準の乖離幅が二割を上回る可能性が出てきた場合には、その時点におきます社会経済情勢を踏まえまして、この乖離幅が二割となるよう、既裁定者の年金について賃金スライドを基本とした改定を行うための必要な措置を講じる方針でございます。

○辻泰弘君 私、申し上げたいと思いますのは、前回の質問のときに大臣は、乖離幅を二割にとどめる、すなわち八割を確保するという、そのことについては前提として書いているというような言い方をされていたと思うんですけれども、正確には、ここに書いてあるように二割にとどめることを前提として計算を行っているということで、実は八割のこと二割のこと、私は本来法律の中に書いてあるべきだと思いますけれども、少なくとも試算の中においてもその二とか八というのは全く出てきてないわけでございまして、これはある意味では隠されていたというふうにも言えるわけでございます。

そういう意味において、私はそのこと自体本当に問題だと思いますけれども、まず事実

関係として確認しますけれども、いつごろこのこと自体が具体化する状況になるのか。二、三十年後かと思えますけれども、その点はどういう見通しになっていますか。

○政府参考人（吉武民樹君） 物価と賃金の違いといいますか、ここで生じてまいります。それで、今の基準ケースで申し上げますと、一人当たり賃金が名目賃金で二・一%、それから物価が一%という形でございますので、その間の乖離が約一・一%という形でございますので、したがって、二十年弱でそういう形になってくるだろうというふうに想定されますが、現実の物価と賃金の乖離状況によって実際には決まってくるということでございます。

○辻泰弘君 これは二枚物になっていまして、前回のことが二枚目に書いてあるわけです。その十二年度改正のときのことが書いてあるのが、将来において政策改定を行う際に初めて具体化する事象であると。まだ相当の年数を要するものだから、将来の改正時に実施することにしたというのが十二年改正のときのことだったわけですね。この今回の改正というのが正にそれをすべきときだったと私は思うわけでございます。

百年安心の設計と先ほど議論ありましたけれども、そういうことを考えて、マクロ経済スライドも二〇二三年まで見通しでは掛けるということになっているわけですから、それとても見通しなわけですが、そのことは前提としているわけですね。しかし、これは四割の、五割から下がっていくけれども四割は一応保障しますという、そういうものを法案の中に書いていないことは極めて問題で、瑕疵ある法案だと断ぜざるを得ないんですけども、大臣、この点について一言御説明をいただきたい。

○国務大臣（坂口力君） 前回にも御質問をいただいたところでございます。前回の改正のときにもこの八割ルールというのを導入するというのを法案の中でお答えをいたしております。そうしたことで、今回この法案の中には入っておりませんが、その思想は引き続いてこれは引き継いでおりまして、将来において実際にこの新規裁定者と既裁定者の年金水準の乖離幅が二割を上回る可能性が出てきました場合には、その時点におきまして、その乖離幅が二割となるように既裁定者の年金について賃金スライドを基本とした改定を行うための必要な措置を講じる、これはもうこのとおりでございます、このようにしていきたいと思っております。

○辻泰弘君 これまでも、委員会の答弁のとおりなんだと、こういう言い方ですけども、これは国民生活にかかわる極めて重要な部分でございまして、その五割は、新規裁定の場合五割と、既裁定になると下がっていくけれども一応四割は保障するんだということを意味するわけですから、そういう意味において、法案になぜないのか。法案にないということは考えられないようなポイントだと思うんですね。法律になればおかしいんです。まあ今日明文化したのが出たからまだましですけどもね、しかしそんなのは本当に小手先のことであって。その一つをもってしても、今回の法案、全く将来に向けての国民生活に提示する内容になっていないというふうに断ぜざるを得ない、この点は強く申し上げておきたいと思えます。

それから、先般も御質問をしておりますけれども、いわゆる年金担保融資のことですね、これ大臣に、この間は局長に聞きましたけれども、一言聞いておきたいと思えます。

現実問題として、これは前も言ったように、厚生省の対応は、年金までは責任持つけれども、年金がそれぞれの人の口座に入った段階で預金だと、預金までは責任持たぬよというのが厚生省の従来の立場になっているわけですね。しかし、現実には高齢者の方々が、その振り込まれた預金の中から結局消費者金融といいますか、サラ金みたいなところにお

ゆる年金担保融資、違法な年金担保融資で、そういう中で結局もう電気も水道も止まった中で暮らしていらっしゃるというふうな状況が現実にもあって、集団訴訟などにもつながっている現状があるわけでございます。

例えば、チラシを見ますと、高齢者の方応援融資、快適なシルバーライフと、このように銘打っているわけですがけれども、厚生年金、国民年金、遺族年金、障害年金、共済年金、年金基金と、こういう方々の各種年金担保で借入れ中の方は立替えも可能ですか、あるいは返済方法は二か月に一度、二か月に一度ということは年金の振り込みの時期が二か月に一度ということに合わせているということですがけれども、そういうチラシは、スポーツ新聞がございまして、チラシもたくさん昨今も見られるわけございまして、このことについて、やはり罰則規定がないからそれが野放しになっているという指摘があって、私もかねてより主張してきたところであります。

一つには、年金法とかそちらの方での罰則規定のこと、また貸金業法における罰則規定もあるわけですがけれども、いずれにいたしましても、あるいは福祉医療機構における公的に保証された担保融資もあるわけですがけれども、そちらを充実せいと、あるいは早く借りれるようにしろということに対しても答えておられないわけなんです。

ですから、いずれにいたしましても、この問題に対して、厚生労働省が全く本気で取り組んだという形跡を私は全く感じないわけでございます。

そういう意味におきまして、事務的に事務局で任せていると。先ほど申しましたように預金までは責任持たぬということございまして、これは、やっぱり大臣、政治の部分がしっかりとやはり手当てするといえますか、厚生労働省の所掌でなければ金融庁に物申すこともあり得るかと思えますし、法律的には貸金業法になるかもしれませんけれども、私は両方やるべきだと思っておりますけれども、年金法と両方の法で。

いずれにいたしましても、その対応、大臣としても取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、御答弁をお願いします。

○国務大臣（坂口力君） 　いずれにいたしましても、違法な年金担保融資というのを排除をしなければいけないわけでありまして、排除をするために具体的にどういうふうにしていくかということを検討いたします。

○辻泰弘君 　実は、私、二年ぐらい前からずっと、検討します検討しますと来ていまして、本当にどうなっているのかと思うわけでございます。

大臣は、先般の私の質問にも、法律に忠実であることは大事だけれども、やはり厚生労働省の仕事でございまして、やはり国民に対する温かさというものが欠けてはならない、そこが大事だと思っていると、このようにおっしゃっているわけです。

ですから、この点は非常にやっぱり大事なポイントだと思います。私は、本来このことも今回の国民年金法等の改正の中に一項目あって、罰則規定強化があつてしかるべし、プラス貸金業法の方もあつてしかるべしと、このように思っておりますけれども、この点について、やはり今のような検討しますじゃなくて、しっかりと、はっきり言って今の御答弁だったら今までの事務当局の方がまだ前向きなような感じがするような答弁でございました。どうか、しっかりと取り組んでいただくように御決意をお願いしたい。

〔委員長退席、理事藤井基之君着席〕

○国務大臣（坂口力君） 　私の賞味期限が切れないうちに決着をいたします。

○辻泰弘君 　その点については賞味期限が切れないように御期待申し上げたいと思っております。さて、それでは、もう一点、移させて――この点についても私はやはり瑕疵ある法案で

あるということを強く指摘せざるを得ない、このことを申し上げておきたいと思います。

それからもう一つ、時間が限られていて、元々早口ですけれども、早口になって恐縮ですが、私ども民主党が最低保障年金ということを主張しているわけでございます。そのゆえんは、やはり現実に日本の中でも、正確な数字は分からないにしても、六十万人とも言われる無年金者が、高齢者ですね、おられるというような状況があると。そういったところで、やはり将来の安心、そういったものを保障するためには給付のレベルにおいても皆年金であるべしと、このような思いから最低保障年金ということを主張させていただいてきたと、こういうことがあるわけです。

そのこと自体の、政府の異論は、反論もあるかもしれませんが、しかし、やはりあまねくすべての国民に年金を給付する、受け取っていただくと、そのこと自体の重要性については当然認識をともにすることだろうと思うわけでございます。すなわち、現行制度の枠の中で考えたとしても給付につながらないような制約要因をできるだけなくしていくということが私は大事だと思うわけでございます。

やはり、厚生労働行政は、いつも申し上げておりますし、大臣もそのお気持ちいつもいただいておりますけれども、やはりできるだけ抱えていくといいますか、すくって、すくい上げていくという言い方が的確かどうか分かりませんが、駄目だから切り離すんだ、捨ててしまうんだというんじゃなくて、やはりできるだけ抱えていくというその精神がなければならぬと私は思うわけでございます。

具体的に何のことかといいますと、やはり最低加入期間、資格期間の二十五年という問題についてでございます。この点については、私、この委員会でも何度も質問をしてきましたし、先般の、これは二月の予算委員会のときも大臣にもお聞きしたところでございます。

日本の場合は、最低加入期間、要資格期間が二十五年になっておりますけれども、アメリカは十年、イギリスは男性十一年、女性が十年弱ですか、ドイツが五年、フランスはない、スウェーデンは三年間住んでいればそれだけが要件であとはないと、こういうことで日本だけ際立って二十五年という資格期間が長いという状況になっているわけでございます。そして、これが一か月でも欠けていれば給付にはつながらないと、大変厳しいものになっているわけでございます。

その意味において、私は、この二十五年という加入期間、かつての厚生年金のときには二十五年なかった時代もあったというふうに局長もおっしゃったと思いますけれども、いずれにいたしましても、二十五年というものをすべてなくしていいというふうには私も思いませんけれども、二十五年というのがやはりもう少し短縮化ということは考えられてしかるべきじゃないかと、そのことがこの法律にも入っていない、その視点がない。できるだけ皆年金、給付レベルでも皆年金にして国民あまねくみんなに給付が渡るようにと、この精神が見られないというふうに思うんですけれども、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣（坂口力君） 二十五年というのが長いか短い、いろいろ御議論のあるところだというふうに私も思います。

今回の制度の中にも免除制度を設けまして、そして、払えないという方には免除期間というのを与える。しかし、その免除期間というのはいわゆる計算の中の二十五年の中に入れていたということもございまして、それから、六十歳になりまして二十五年に足りないという人にはもうあと五年間なら五年間掛けていただく期間を与える。あるいは、六十五歳時点で二十五年に若干足りないという人は七十歳まで任意加入できる措置を講じたこと、二十五年をキープしていただける道というのは幾つか織り込んでいるつもりでございます。

ただ、議員が言われますように、二十五年というのが果たしていいのかどうか、長いのか

ではないか、諸外国よりも長いではないかという御議論は、それは確かにあるんだろうというふうに私も思います。ここは短くいたしますと全体の年金の財政にも影響を与えてくるものですから、やはりなかなか短くもしにくいところがございまして、二十五年をキープをしますけれども、しかし、キープができるようなできるだけ方法を講じようということで様々今回取り上げさせていただいているところでございます。

しかし、議員のそういう御主張は私もよく理解をさせていただきます。

○辻泰弘君 今の御答弁、これまでの御答弁もそうですけれども、結局、突き詰めていったところ、いろんな措置を講じていることでもあるので受給資格期間の二十五年を満たすことは決して無理なものじゃないんだと。言い方を変えれば、それは、そこまでやっているのにそこまで満たさない方が悪いんだと、こういうふうなトーンで一貫してきているわけなんです。

それは一つの理屈ではあるんですけれども、やはり私は厚生行政の目指すところ、やはり国民の幸せを追求する、老後を安定させる、そういうことから見たとときに、やはりこういう、やってこなかったから駄目なんだと切る発想ではなくて、そういう方をできるだけ抱えていくという、そういう発想でとらえるべきだと。そういう意味から、諸外国から見ても、国際比較からの見地から見ても、やはり二十五年というのは非常に長いというふうに思うわけでございます。

もとより、皆さんが二十五年以上掛けて、できるだけ四十年掛けるという形が望ましいことは言うまでもありませんけれども、しかし現実問題として、いろんな、これからも納入が難しいというような状況も言われるわけですけれども、いずれにいたしましても、制度設計として二十五年というものをやはり短縮する方向も含めて考えていかなければならない。

私どもとしては最低保障年金ということで抜本的に言っているわけですけれども、少なくとも、現行制度の中においてもそういった給付レベルにおける皆年金をできるだけ貫徹する、その姿勢が今回の法律には見られない、この点についても問題があると、瑕疵ある法案と私どもは思わざるを得ないということを申し上げておきたいと思うわけでありまして。

それから、時間も限られておりますけれども、一点、国民年金に加入する要件、一号、二号、三号あるわけですけれども、外国人の登録に対しても、外国人の方も日本国内に住所を有する二十歳から六十歳以上の者には第一号被保険者とすると、こういうことになっているわけです。日本人であれば、住民登録していると、住民基本台帳からでしょうか、それから二十歳になった段階で届出をなささいという通知が行くわけですけれども、外国人の方には行っていないという状況があります。それをやるためには法務省との連携といいますか、情報の連動がなければ成り立たないということになると思うんです。

私が申し上げたいのは、その方々も外国人登録をしていけば国民年金に加入するというふうに法律を立てているわけですから、そうである限りにおいてそこはしっかりと把握できる体制を整えることが厚生労働省の責務ではないかと。それが今回もう全く見られていないということなんです。ですから、法務省としっかりと情報を、連携を取って、この制度を持っている以上、その人たちにも届出なささいと、日本人の二十歳になったときと同じような状況を作るべきだと思うんですが、その点について見解をお示しいただきたい。

○政府参考人（薄井康紀君） 御指摘ございましたように、外国人につきましてもいわゆる難民条約等の関係で昭和五十七年一月から日本国民と同様に国民年金の被保険者という形になっているわけでございます。

協力が得られる市町村におきましては、外国人登録原票を基に二十歳に到達された方につきまして適用勸奨業務を行ってきたところでございますけれども、現在、住民基本台帳

のネットワークには外国人の二十歳到達者の情報は入っていないということでございまして、その情報では動けないということでございます。

御指摘ございましたように、二十歳到達時点の外国人登録原票の情報といったものを市町村から入手することができないか、関係省庁、法務省等と協議をしながら検討を進めてまいりたいと、かように考えております。

○辻泰弘君 多くの時間掛けられませんが、法務省そのものと連動するというのはいないんですか。社会保険庁と国税庁はやるわけですね。それと同じように、法務省と社会保険庁との連動というのはいないんですか。

○政府参考人（薄井康紀君） 市町村自体がその原票を持っているわけでございまして、具体的な進め方につきましては法務省ともよく相談をして、どういうスタイルがいいのかということも含めて検討してまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 その点についてはそういう方向でしっかりと取り組んでいただくように申し上げたいと思います。この点については私が指摘するまで何も動きもなかったと思いますが、そういう意味においても今回の対応、また法案、瑕疵あり、このように強調しておきたいと思います。

それで、時間もございませんので、配付させていただいた資料に即して十分程度御質問を申し上げたいと思います。お配りしているやつは、既に五月の十日ごろでしたか、厚生労働省が出したのが一枚目、二枚目はかつての、二枚目、三枚目はかつての資料でございます。

そこで、一枚目に書いてありますように、いわゆる国民負担率、議論もございましたけれども、そのことが、潜在的国民負担率が二〇二五年度五六%程度になると、こういう指摘になっているわけですしけれども、これに関連して坂口大臣にお聞きしたいんですけれども、大臣は記者会見並びに先般の経済財政諮問会議などの折に国民負担率と消費税について見解をおっしゃっているわけです。この点について簡潔に御見解をお示ししたいしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 将来の社会保障の問題を検討するときに、国民負担率という一つの尺度を持って全体の予算を抑制をしていこう、その中で社会保障の財政というものにもやはり抑制をしていこう、こういう御意見がございまして。その物差しとして国民負担率、潜在的国民負担率、そうしたお考えが出される。私は、国民負担率といいます場合には、消費税というものはそこに加味されてこないということをおっしゃって、これから先この社会保障の問題を考えていきますときに消費税というものを抜きにしては考えられない、したがって消費税というものを勘案した物差しというものを採用する方がいいのではないかと、私を言ったわけでございます。

○辻泰弘君 今の大臣の発言は申し訳ありませんが間違っていますね。国民負担率に消費税が入らないということはないですよ、租税負担ですから。その点、ちょっと。

○国務大臣（坂口力君） 分子には入りますけれども、分母には入らない。

○辻泰弘君 今おっしゃっているのは、分母の方の国民所得がいわゆる要素費用表示なので、間接税分をマイナスするから、結局それが入らないと、分子の方には消費税は入るんだと、このことをおっしゃっているわけですね。ですから、ヨーロッパとの比較のときに、

国民所得分の、国民負担での、国民負担率でやると、ヨーロッパの方は間接税が多いからその分でベースが違うよと、そのことをおっしゃっていると、こういうことですね。それでいいですね。

○国務大臣（坂口力君） そのとおりでございます。

○辻泰弘君 それからもう一つは、消費税を、負担の場合にもう少し消費税も含めて考えていかなければならないと、こういうことをおっしゃっているわけです。片や、今回の法案に向けての保険料率の負担を税で替えるということはないんだというのをこの間講演でおっしゃっていると思うんですね。そのことの意味は、それは今の保険料率は保険料でいくけれども、それ以上負担を求めるときは消費税だと、そういうことになるんですか。

○国務大臣（坂口力君） そこは今後のいろいろの御検討によるというふうに思いますが、いずれにいたしましても、一八・三〇以上に上げることはもう困難だというふうに私も思っております。そういうことになりましたときに、それ以上にもし仮に必要なになれば、それは税にゆだねると、税でお願いをする以外にないというふうに思っています。それは消費税が最も有力だと思いますけれども、それはそのときによりまして、消費税ないことがあるかもしれない。しかし、私は税でお願いをするということだと思っております。

○辻泰弘君 時間も限られていて恐縮ですけれども、この社会保障の給付と負担の見直しの中で、年金がかつては八十四兆だったのが六十四兆に二十兆も大幅に減った形になっているわけです。この要因を簡単に御説明ください。

○政府参考人（吉武民樹君） 年金が百七十六兆、二〇二五年度でございますから、百五十二兆という、給付費で、社会保障給付費全体が減ってきておりますが、そのうち年金が八十四兆から六十四兆ということで、これは名目枠でございますので、この二十兆の減少した要因を三点ほど申し上げますと、一つは、経済全体の伸び率が、長期的な賃金上昇率が二・五から二・一という形で名目値が下がってきておりますので、これによる影響が約五兆円でございます。それから、今回の制度改正による給付調整措置による影響が約十兆円でございます。そのほか、厚生年金の被保険者数が直近で減少してきておるといふようなことによる影響が約五兆円でございます。トータルで二十兆でございます。

〔理事藤井基之君退席、委員長着席〕

○辻泰弘君 そういうことも議論したいんですけれども、時間的にあれなんで、国民医療費の方を聞いておきます。

この給付と負担の見通しと連動させて、国民医療費の将来推計も当然されているわけですが、二〇一〇年、二〇二五年の国民医療費の推計をお示しくください。

○政府参考人（辻哲夫君） 直近のこの資料、十六年五月推計で、国民医療費でございますが、これは給付費でございますので、恐れ入ります、二〇二五年が六十九兆円でございます。

○辻泰弘君 二〇一〇年は出ていないんですか。

○政府参考人（辻哲夫君） 失礼いたしました。四十一兆円でございます。

○辻泰弘君 今の二ページ目のところの一番右端に、十四年が四十二になっているのが十六年で四十一になる、七十が六十九になると、そういうことなんです。

それで、私、これの、あっ、もう一つ聞いておきましょう。これを、かつてから厚生省は、年金、医療、福祉等ということで比率で語ってこられた歴史があるわけですね。十年ほど前はその年金、医療、福祉等が五対四対一だったと。それを五対三対二にすることを目標とするというような一時期もあって、今は四対四対二になっているんだと、こういう話があるんですが、これは何か一つ目標を持たれるんでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） これはまさしく大枠の話でございまして、年金と医療との割合、五対三対二という、五対三ということが前にも出ましたけれども、その当時から五対三というのは少し開き過ぎているのではないかと、四・五対三・五ぐらいではないかとそのときから言われてきたところでございます。

最近の医療の伸び等を考えましたときに、そうしたことも勘案をし、そして年金と全体とのバランスを見ましたときに、四対四対二ということの方が現実の姿をよく表現をしているのではないかとというふうに今試算をしているところでございます。

○辻泰弘君 そうすると、今も四対四対二、大体そうですけれども、それを今後ともそれぐらいの割合でいいんじゃないかと、こういう考え方ということですか。

○国務大臣（坂口力君） そういう目安の下にやっているということでございます。

○辻泰弘君 それで、この医療費についてのことなんです。この二ページ目に、私の資料の二ページ目に出ていますように、二〇二五年度の国民医療費の推計が平成六年の場合百四十一兆だったと。それがどんどんどんどん減ってきて、十四年は七十兆、今日のお話では十六年五月では六十九兆ということで半減しているわけなんですね。

これは十年間の間にこれだけ医療費の、国民医療費の見通しが大きく変わってきたということで、それはあり得ることではあるんですが、しかしその説明が、私は、この三ページに出ておりますのは、これは二年前の現次官の答弁、当時保険局長でいらした大塚さんの答弁でございまして、私は、これ半分は当たっているんですけども、半分は間違っているというふうに思っているわけです。時間もございませぬけれども、要は、これは二つの要因があると。一つは、一人当たり医療費の伸びで推計しているけれども、そのものが変化して変わったんだと、推定より減ってきたと、低下したと、そのことが一つだと。もう一つは、国民所得の伸び、経済の伸びが予定よりも大きくダウンしたんだと。このことを二つを言っているんですけども、実は国民医療費の推計、今回の六十九兆も、かつての百四十一兆も、どちらも一人当たり医療費の伸びで将来推計しているわけであって、国民所得の伸びというのは全く関係ないことなんですね。にもかかわらず、この大塚さんの、現次官のその説明では、国民所得にもう半分以上を、ここで書いてあります、「特に御了解賜りたいと思いますのは、国民所得の伸びも同様なことがございまして、」ということで、経済の見通しが狂ったからこれだけ大きく国民医療費の推計も狂ったんだと、こういう言い方をしているわけなんです。

これは私は間違いだと思います。これは修正、訂正すべきだと思いますが、いかがでしょう。

○政府参考人（辻哲夫君） 私どもこの議事録を読ませていただきましたが、国民医療費そのものの推計は過去のそれまでの実績によって行くと、一方において国民所得というものも推計して、それとの関係で国民医療費の規模を見るという場合において国民所得とい



うことについて様々な将来見通しがあるという説明をされておりまして、私どもやはり、大変保険局、今まで随分議論をしましてまいりましたが、医療費の伸びというのは様々な要素がございまして、医療費の伸びに経済を相関させて説明するという事は非常に困難でございまして、そのような意味において、この答弁におきまして、医療費に経済の要素を勘案して伸びを推計するという考え方で述べられたものではないと理解いたしております。

○辻泰弘君 それはおかしいですよ。これ、だって、その前に百四十一兆円について問うていて、そのことの説明としてあって、半分は経済のことを言っているわけです。

一人当たり医療費の伸びの中に、それは経済的要素があるかもしれないけれども、それはあくまでも医療費の伸びとしてとらえている推計をやっているんであって、現実的に、実務的に御存じでしょう、一人当たり医療費の伸びにその分の人口を掛けて積み上げて計算しているわけですね。そのことによって、国民所得、全く関係ないわけじゃないですか。それなのに、そのことをこの説明の半分以上に使っているということは、これは私は明らかな間違いだと思いますけれども、いかがですか。

○政府参考人（辻哲夫君） この趣旨は、率直に申しまして、言わば過去の経過を見ますと、医療費の伸びが一定の時期から相当下がったと、下がった結果この予測も非常に大きくずれたということを御説明させていただいているわけでございますが、一方において、実質の伸びの医療費の言わば大きさというものは国民経済との相対によって見るという評価が必要だと、そのために国民経済の伸びが重要な要素であるという意味で経済についての説明をされたというものでございます。

○辻泰弘君 そうやって言葉を弄しているわけですが、これはおかしいですよ。

二つの要因によって百四十一兆が七十兆になったと、こういうふうに言っているんです。経済的要素というのは別の話なんです。要は、NI比で見るというのは、それは見方としてあるんです。そのことはここで問うているわけじゃないんですよ。それは後の話なんです。経済のことを半分の理由にしているというのは、私、根本的におかしいと思っています。

時間のことがありますからこれ以上言いませんけれども、こういうことを認めないというその姿勢自体が私は厚生労働省はやっぱり間違っていると思います。やはり、これ自体を不適切であって誤解があったというふうなところから出発すべきだと思いますし、いろいろな一連の厚生労働省の不祥事というのはそういう体質から出ていると、この点は指摘しておきたいと思います。

それから、今のこの分についても、厚生労働事務次官という事務方のトップの人がこういう程度の認識でしか推計というものをとらえていない、説明し得ない。それと同じ意味において、今度の年金の将来の見通しというものも私は本当に信用し切れないというふうには言わざるを得ないと思っております。

大臣も、恐縮ながら、新聞で初めて知りましたとか、初めて聞きましたとか、それから、あるいは、私の言いますことが役所の中でもたらい回しになっていきますとか、そういった、はっきり言いましてリーダーシップも感じられないことが、いろいろと発言を聞いてきまして私は残念に思っておりますけれども、今日までいろいろ指摘してきましたこと、また今日も申し上げたことも含めて、やはり今回の政府提出の年金改革法案、極めて問題が多く、国民の要請にこたえるものではない、瑕疵ある法案と言わざるを得ないと、この点強く申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

(中略)

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。公述人の皆様方には、本日御参加いただきまして厚く御礼申し上げます。限られた時間でございますので、かいつまんだ質問になりますこととお許しいただきたく存じます。

まず、廣瀬公述人にちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

先ほど陳述要旨を拝見させていただきまして、モラルハザードの部分、時間があればとおっしゃっておられたんですけども、ちょっと時間もあれでしたんですけど、その辺について御所見ちょっと伺えればと思います。

○公述人（廣瀬幸一君） 例えば、この法案には入っていなかったかもしれませんが、またいずれ入るかもしれませんが、例の未納者の過去にさかのぼっての納付なんという問題出ておりますですね。最近議員さんが未納が多くて、こういうことになっているんですけども、例えば議員で二十年ぐらい未納だった方いらっしゃいますよね。あの方なんて、例えばこのままいってれば国民年金は受給できなかったんですよ、二十五年満たさなくて。今回の未納、納めて、これ要するに彼に月六万、幾らもありませんけれども、給付することになりますね。小遣いを出すことになったわけですよ。

これは一例ですけども、ほかの、例えば三号被保険者、今度は追納でさかのぼって認めるよという案も出ております。これなんか本来の法律とは全然違うわけですね。何か個人が失敗、何だか知らなかったとかいろいろな複雑な理由で手続しなかったからそれをうんと何年もさかのぼって認める。これ実は過去にもあったんです。平成七年だったと思いますが、平成九年までに出せば過去のやつ全部認めるというのがありました。今度またそれをやるわけです。これ繰り返して幾らでもやるわけですよ。これは、もちろん本人助ける意味ですけども、こういうふう甘いものを時々出してなだめていくという感じで進めてきたという私は意識を受けています。

以上です。

○辻泰弘君 加えて、陳述要旨の中に大事なポイントだと思って、御説明の時間がなかったのも御言及なさらなかったんですけども、ここで書いている年金教育ということと、国民年金六万六千円はセーフティネットかと、こういうふう二点書いていらっしゃるんですが、この点についても御所見を賜ればと思います。

○公述人（廣瀬幸一君） 例えば、学校を卒業して二十歳でこれは国民年金、義務が発生します。フリーターであろうとこれは義務です。全くその知識なく社会にほうり出されるわけです。親も実は知らないんです。四十代、五十代ぐらいの親でしょう。親も知らない、子供も知らない。学校の先生も余り知りません。何とかこれ年金、要するに介護だとか医療に関する教育というのはかなりできていると思います。ところが、年金となると全く無知のまま社会にほうり出される。非常に危険な状態が発生しているんです。これは学校のときからやはりこういう、社会人になったらこうなんだよ、これは義務なんだよと、これは助け合いの制度だということ認識させるような教育というのが中に入らないといけないかなと。

そういうことで、私どもも年じゅう地元の議員なんかと話しますと、学校へ行っても我々は役に立つような、講師はやるよぐらいのことは言うておりますが、そういった意味で何らかの、これは教育、全く今抜けていますから、これはする必要があると、そういうことであります。

それから、セーフティーネット六万六千円の件なんですけど、これは四十年間二十歳から六十歳まですべての月をまじめに納めて月六万六千円、細かいところは別にしまして六万六千円。今年は二、三年前より下がっているんですけども、六万六千円なんです。これって生活の金額ではないと思います。どうでしょうかね、食費部分というぐらいじゃないんでしょうか。お金持ちの人には小遣い程度。これをもってセーフティーネットをやりましたと言いつけることができるのか。

この金額は、国民年金だけの人に私はアドバイスするんですけども、足りないよと。みんな必ず、民間の保険なりあるいは国民年金基金という上積みの制度が今あるんです、これもできれば入った方がいいよと、こういうことは勧めています。これだけでほうり出されるというのは非常に危険です。

更に言いますと、今までの年金で確かにかなり多く出している部分というのは私はあったと思います。例えば、国民年金もこれ一種類じゃないんです。例えば、当時、昭和四十年代に五年年金というのがありました。五年間だけ掛けて、あなたは年金出しますとあって、今四十数万円ぐらいもらっているんですよ、そういう人は。十年年金もあったんです。五年年金二回に掛けて再開五年年金というのがありまして、それから老齢福祉年金というものもあった。実は六種類あるんです、国民年金の中に、今もらっている人で。実はそういう、五年だけ掛けて、今八十代の人なんかで結構多いんですよ。自分でも五年年金だということを知らないんですよ、実は。

そういう甘いこともかなりやってきて、ばらまきと言っていいか、非常に甘いこともやってきています。それで来て、今ここにこういう、今度は未納だとか滞納だとか、若い人が払わなくなって、今度は財源がどうのと、こういう問題に今来ているという私は認識であります。

○辻泰弘君 重ねて廣瀬公述人にお伺いしたいんですけども、現場の社会保険労務士のお立場から実務に通曉されていると思うわけですけども、その中で未納、未加入の現状についての御言及があったわけですが、廣瀬さんからごらんになったときに、未納対策、未加入対策といいますか、そういった制度的な整備、体制、教育効果といいますか、そういったシステム作りは何が必要だということをお考えか、お聞かせいただきたい。

○公述人（廣瀬幸一君） 今も、先ほどの件と関係してくるんですけども、教育というものもまず一つあるでしょう。それから、法律というのは、作って一般の国民がそれを守る、それに積極的に参加するという意識がなければ、形だけを作っても機能はしないんじゃないかと。現在の国民年金一号被保険者の納付状態を見ると、これはもう支持を受けていないと言っているんじゃないかなと。

年金のことはいろんな審議会とか何かでも学者その他でいろいろ論議されていますが、通常は私なんか見て、大きな組織の方々、要するに大企業、それから学者、要するに大きな組織に守られた恵まれた人たちでやっているから、かなり、上下と言いたくないんですけども、かなりの、いつの社会でも漏れるというのはあると思いますが、それがわずかではなくて、今大量にできつつあるというところに問題があると。だから、これに対しての仕組み作りというのはよほど、今の制度をそのままにしておいて形だけどんどんパッチ当てをしていっても、これはますます未加入は増えるだろうと。ましてや、今度は保険料上がるわけですから、入るというインセンティブがないわけですね。強制徴収だけでそんなに増えるなんてとても考えられません。

ですから、どこかでやはりこれは基本的な改め方、過去にも、昭和六十一年にも大きなそれは基本改革やりましたし、昭和三十四年、国民皆年金もちろんやりました。それに匹敵するか若しくはそれ以上の改革というのは、もうそろそろやらなくてはいけない時期に

来ているということが私の認識であります。

○辻泰弘君 御承知のとおり、今般の政府提出の年金制度改革案は、基本的には現行制度の枠内での手直しということになっていると私も思っておりますけれども、そういう中で私も民主党は、公的年金制度、国年、厚年、共済の一元化ということを強く主張して今日に至っているわけでございます。

公述人の方々に一言ずつ、公的年金制度の一元化について、賛成、反対ということを含めてちょっと一言ずつお言葉をいただけるでしょうか。

○公述人（神代和俊君） 公的年金の一元化は既に、あれ昭和五十二年からですか、五十九年でしたか、随分前から閣議決定を何遍もやって推進してきている問題で、私もかつて公的年金一元化懇談会の座長をやって、農林年金の統合のときにやりました。現在もその作業は共済年金等で続けてやっております。

民主党さんが主張されている点は、国民年金を含めた一元化だと思います。これは非常にロングランの理想としては大変いい案だと思いますから、三党協議の中で、どういうふうにして将来的にそういう方向へ持っていくか是非議論を深めていただきたいと思います。けれども、現状では一挙にそこへ行くのは大変難しく、既に十数年掛けてやってきている既定の公的年金一元化の作業をもっとスピードを上げて積極的にやるというのが先決だろうと思います。

○公述人（廣瀬幸一君） 一元化、賛成です。政治的に大きな勇気を必要とすると思います。特に、不公平というのがあるわけです。例えば、厚生年金と共済年金、公務員の問題、これは差があります。議員年金も、これは互助会のあれだから別としまして、そういう不公平感をなくすという意味でも一元化に進むべきであります。

以上です。

○公述人（鈴木和行君） 一元化につきましては、基礎年金を除いた共済、厚生年金の一元化については賛成でございます。自営業者の場合の所得比例、所得の捕捉に問題ありと判断しております。

以上です。

○公述人（岡本一君） 将来的には、そういう方向を目指すというのは一つの方策だと思います。しかし、今労働者にとって一番重要なことは最低保障年金を掛金なしで早期に作っていただきたいということでございます。

以上です。

○公述人（和木田邦雄君） 私の今の立場でコメントはできないと思います。申し訳ございません。

○公述人（国広陽子君） 基本的に、将来的に一元化することは当然だと思います。ただ、それをいつどのように、具体的に、経過的には何をやって詰めていくかということをもっと早くから具体的に論じてほしいと思います。

○辻泰弘君 もう一問、皆さん方に一言ずつお願いしたいんですけれども、やはり現在の国民の声を新聞等で、マスコミ等で聞きましても、七割近くの方が、国民の皆さん方が、今国会でのこの法案の成立は見送るべきだと、こういった主張が強いわけでございます。

そういう国民の声をどう受け止めておられるかということが一つと、もう一つは、国会をマスコミ等で見られて、国会で審議が十分尽くされている、もう既に審議が十分尽くされていると思っていらっしゃるかどうか。その二点、一言ずつお願いしたいと思います。

○公述人（神代和俊君） 世論調査というのはやり方がいろいろありますから、一つの参考にはなるとは思いますけれども、新聞のやった世論調査がすべて世論を正確に反映しているとは考えておりません。

○辻泰弘君 審議は尽くされているか、十分審議ができているかどうか、国会で。